

建築基準法に基づく点検を実施していなかった事案について

令和4年1月21日

1 概要

平成20年4月1日に施行された建築基準法施行規則の一部改正及び関係告示により、剥落して歩行者に危害を加える恐れのある外装仕上り材を用いた建築物については、10年を超えるごとの定期点検において、全面打診等調査を実施することが平成23年度から義務付けられているが、該当調査を実施していない施設があることが判明した。

2 経緯

愛媛県の全面打診実施状況調査において、外壁の全面打診等調査を実施していなかったことが判明した。

3 実施していなかった施設数

総務課	1施設
町民生活課	1施設
健康推進課	1施設
産業建設課	1施設
教育課	1施設
計	5施設
(参考) 建築基準法に基づく定期点検対象建築物 : 12施設	
うち全面打診等調査が必要な建築物 : 9施設	

4 原因

・各施設の管理者・担当者等が全面打診等調査の重要性や内容を十分に認識していなかった。

5 今後の対応

該当調査を速やかに実施し、万が一危険箇所が判明した場合は直ちに修繕等を実施する。

《再発防止策》

各施設における全面打診等調査の実施状況及び実施予定について、町全体で確認を行う体制を整備し、管理を徹底する。

【問合せ先】

総務課	TEL : 0897-77-2500
生名町民生活課	TEL : 0897-76-3000
健康推進課	TEL : 0897-76-3000
産業建設課	TEL : 0897-78-0011
教育課	TEL : 0897-77-2128

外壁タイル等の全面打診等調査の実施状況

【未実施施設】

所管課名	施設名	所在地
総務課	弓削開発総合センター	上島町弓削佐島 608-2
生名町民生活課	生名開発総合センター	上島町生名 1885 番地
健康推進課	上島町老人福祉センター	上島町弓削上弓削 218-2
産業建設課	魚島観光センター	上島町魚島一番耕地 1362 番地 1
教育課	いきなスポレク体育館	上島町生名 4528